

---

【問1】オークション落札費用の負担について<sup>1</sup> 弓削 哲也（通信会社社員）

- (a) 文中ではオークションによる国庫収入を1兆円程度と試算しておられ、その計算方法については私はよく分かりませんが、今仮に1兆円とし、これを20年で償却したとすると1ユーザーあたりの負担は年間数百円程度となります。これはさほど大きな額ではないという意見もあるでしょうし、極端に言えば「携帯事業者が儲けているのだからその利益を削って負担すればよい」という議論もあるのですが、例えばユニバーサルサービスチャージの議論のときも月間数十円程度の負担が大きな問題となりました。国民のほとんどが携帯電話を持っている現在、この負担は（直接ユーザーから徴収するかどうかは別として）増税と同様の効果を持つのではないのでしょうか。携帯電話事業者の一部が電波を使って利益を挙げていたり、携帯電話を所持しているのが国民のごく一部であればその利益創出のための資源に対する個別の費用負担は合理性があると思いますが、上記のような状況では単に徴収の形態の問題にすぎないと思います。事業者としては（キャッシュリッチな一部事業者は別として）オークションのための資金調達を有利子でせざるを得ず、結果的には儲かるのは金融機関のみということにもなりかねません。
- (b) この種の議論では費用負担等について常に事業者とユーザーが（意図的に？）対立的に描かれ、極端に言えば「事業者に負担させるのであるからユーザーには悪影響はない。」といった意見もあるように思いますが、事業者はお客様からいただいた料金でコストを賄っているものであり、直接的ではないにしてもコスト増は当然お客様に何らかのインパクトがあると考えるのが自然であると思われまます。
- (c) 以下はさらに私の私見になりますが、現在の国家の財政危機や国民からの不信感は「取り易いところから取る」という行政の安易な姿勢から来ている部分が大きく、本件についても「税を上げる」といった王道ではなく、「取り易いところから取る」という姿勢の現れであるように思われてなりません。また、土地とのアナロジーで言えばこれは先祖伝来の土地を（借地権の形態であるかもしれませんが）一部手放すに等しく、農家等でそのようなことをするのは放蕩息子と相場は決まっております、生活態度をきちんとしない限りその後の没落は免れません。一時の売り食いを政治家や有識者の方々が助長するようなことは避けるべきであると考えます。

---

<sup>1</sup> 本質問は質問者個人の個人的見解であり、質問者の所属する会社の見解ではなく、ましてや同会社の利益を目的とするものでもありません。したがって、本質問についての引用はご遠慮ください。

## 【問 1 への回答】

### (x) 「オークションによる国庫収入試算」について (問 1 (a)) :

小生推定の 1 兆円程度というのは 60MHz 幅についてのものです。計算方法は、「1994～2009 年の海外諸国の移動通信目的 (携帯と WiMAX) オークション結果に、各国の人口、国民所得、携帯事業者収入を考慮して平均して得た周波数単価に日本のデータを適用したもの」です<sup>2</sup>。海外データの内容は 3G 用オークションが大部分ですので、プレミアム帯ではより高価になると思います。

### (y) 「コスト増は当然お客様に何らかのインパクトがある」について (問 1 (b)) :

小生も同一意見で<sup>3</sup>、「ユーザーに悪影響はない」とする多数見解は誤りと考えています。つまり「オークションの導入は、民間部門 (消費者部門プラス携帯産業・関連産業部門) から政府部門への所得移転を生ずる。」と考えています。「増税と同様の効果を持つのでは」(問 1 (a)) についても上記理由から同意します。

### (z) 「周波数オークションを実施して政府収入を増大させることの意義をどう考えるか」について (問 1 での上記 (x), (y) 以外のポイント) :

この問題については改めての議論が必要です。また論理だけで済む問題ではなく価値判断を伴いますので、最終的には政治的決定を待つことになると思います。

まず小論の前提 2 個を述べておきます。第 1 は、「電波 (の利用権、免許) には、その稀少性から生じた経済価値を持つ資産 (電波資産) としての性質がある。」であり、第 2 は、「そのような電波資産は国民全体の共有財産である。政府資産ではなく、また携帯事業者の私有財産 (国民共有資産の半永久的な利用権を含む) でもない。」です。日本の法律はこれらのことを明記していませんが、一般に「周波数オークション実施の主張」には、上記の 2 個が論理的な前提になっています。なお、総務省オークション懇談会報告書は、おおむね上記を受け入れています<sup>4</sup>。

<sup>2</sup> 鬼木「周波数オークション導入について」(発表概要)、総務省「周波数オークションに関する懇談会」、2011 年 5 月 11 日、IV. B, C (p.5)

<<http://www.ab.auone-net.jp/~ieir/download3/201103a-2outline-finaldoc.pdf>>,  
<<http://www.ab.auone-net.jp/~ieir/jpn/publication/201103a.html>>,あるいは  
<[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000115305.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000115305.pdf)>,  
<[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/kenkyu/syuha/02kiban09\\_03000067.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/syuha/02kiban09_03000067.html)> を参照。

<sup>3</sup> 同上 III. C と図 III. C. 1～3 を参照。

<sup>4</sup> 総務省周波数オークションに関する懇談会「周波数オークションに関する懇談会報告書」2011 年 12 月、II. 1 冒頭の文章。<[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000140381.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000140381.pdf)>,  
<[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01kiban09\\_02000043.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban09_02000043.html)>.

上記の2前提を認めれば、そこからの結論として、「経済価値を持つ国民共有の資産を民間事業者が営利目的に利用する際には、市場経済の原則にしたがってその代価を支払うことが当然である。」ということになります。これをプレミアム帯に適用すれば、「700/900MHz帯の割当にオークションを適用して代価を徴収すべきである。」という結論になります。

なおオークション導入の主張は、対象がプレミアム帯であってもなくても変わりません。また取りやすいとか取り難いとかいうことではなく、「取らなければならない」と考えています。プレミアム帯は高価なので誰でも政府財政との関係を考え、またそれに影響されますが、本来はそれとは別のこと、つまり「価値ある対象は代価を支払って入手すべき」という市場経済における原則の適用と考えています。国家財政が赤字でなく、かりに黒字であっても同じことです。ただ赤字である現状では、オークション適用が「一挙両得」の効果を生じます。

「代価を支払わずに価値ある対象を入手する」行為の例は、盗み、横領、他者財産の不法入手などです。つまり小生の主張は、オークション以外の電波割当を上記例と同列に考えるものです。もとより、政府による収税や補助金の交付などは、法律によって「代価を伴わない一方的な財産移転」として認められており、上記カテゴリーとは別の行為です。もし法律が「電波は代価收受せずに割当てを」ことを明記する（小生はそのような立法には反対ですが）ことになれば、その限りでオークション以外の割当も認められることになります。しかしながら現行電波法は、市場経済原則の例外である「無料割当」を正当化する規定を含んでいません。

行政刷新会議の「政策提言型仕分け」で小生は、「国民の共有資産である電波を預かる総務省が、それを市場価値以下の代価で事業者に利用させることは、民間会社の経営者が会社の資産を不当に安く第三者に利用させることと同じで、背任行為に相当するのではないか」と問いかけましたが、総務省担当者から明確な答えは返って来ませんでした<sup>5</sup>。

他方で、携帯事業者の経営者の方がオークション導入を受け入れることはできないわけで、もし安易に受け入れたら、株主利益を侵害したとの理由で責任を問われるかもしれません。つまりこの問題は携帯事業者（株主）と一般国民との間の所得配分にかかわ

<sup>5</sup> 行政刷新会議「提言型仕分け」2011年11月21日、ワーキンググループB、B1-3:「情報通信：電波行政のあり方（新たな周波数の割当等）」の鬼木発言（pp.26, 27）を参照。  
<<http://www.cao.go.jp/sasshin/seisaku-shiwake/detail/gijigaiyou/b3-1.pdf>>,  
<<http://sasshin.go.jp/shiwake/detail/2011-11-21.html>>.

り、最終的には国民の総意を代表する（と考えられる）政治の場で決着をつける他はないわけでは

なお諸外国（とくに先進国）の状況を見ますと、電波資産の扱いに関する日本の現状は完全に「ガラパゴス状態」です。たとえば小論中にも述べたように、OECD34ヶ国のうちオークション未採用は、日本を含め3国のみです。また一旦オークションを採用した後に逆戻りした例は1つもありません。さらに近年プレミアム帯をオークション以外の方法で割り当てた国は、少なくとも先進国中ではゼロです。極端な例ですが電波資産に関する日本の状態は、政治体制で言えば、世界の大多数の国で採用されている民主制の中で孤立しつつ独裁制に固執する北朝鮮のようなもので、遅速は別にしてその帰趨は明らかです。小生は、日本でも遠からず「周波数帯の新規割当はオークションによる」ことが、たとえば「公共事業の割当はオークション（入札）による」ことと同じように常識化すると考えています。日本では、この「常識」の実現が総務省によって遅らされたので、今回たまたまプレミアム帯のように経済的価値が高い対象の割当時に問題が生じたとも考えています。